

「廿日市市居住支援協議会」の設立について

1 要旨・目的

廿日市市において、政令市以外では県内初となる「廿日市市居住支援協議会」が設立されることとなったので報告する。

2 現状・背景

県では、低額所得者、高齢者等のすべての住宅確保要配慮者が適切な入居支援を受けられる環境を整えるため、「住生活基本計画（広島県計画）」（令和4年3月策定）に基づき、市町における居住支援協議会の設立に取り組んでいる。

令和元年度に、居住支援協議会の設立に向けて、廿日市市が、住宅部局、福祉部局及び市内の不動産関係団体、社会福祉協議会等が協議する場を設けた。

3 概要

(1) 対象者

廿日市市民（住宅確保要配慮者）

(2) 事業内容（実施内容）

県では、廿日市市に対し、居住支援の専門家を招聘した意見交換会を開催する等、居住支援協議会設立に向けた機運醸成を図るためのプッシュ型支援を行った。

(3) スケジュール

令和5年3月8日 設立総会の開催

令和5年度以降 市居住支援協議会を通じた入居支援の取組の実施

(4) 予算（国庫・単県）

—

(5) 事業効果・検証結果

市居住支援協議会は、廿日市市の他、不動産団体、居住支援法人、福祉関係団体等の全12団体程度の構成団体で発足する予定であり、今後廿日市市において、各団体の連携により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑入居の促進が図られることが期待できる。

(6) 今後の対応

廿日市市における取組実績等を踏まえ、他の市町に対しても居住支援協議会の設立に向けた働きかけを行う。

【参考】居住支援協議会について

- (1) 居住支援協議会は、住宅セーフティネット法に基づき地方公共団体(住宅、福祉部局)、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立するもの。
- (2) 活動を通じて、福祉サービス等の基礎自治体で行っている住民サービスや、不動産関係団体、福祉法人等との連携を図り、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑入居の促進を図る。

居住支援協議会の活動イメージ

